

◎新潟県告示第346号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月26日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) N-（1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル）-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド（通称名：ADB-BUTINACA）及びその塩類
- (2) 1-〔1-（3-フルオロフェニル）シクロヘキシル〕ピペリジン（通称名：3F-PCP、3-Fluoro-PCP）及びその塩類
- (3) 3-〔2-〔エチル（プロピル）アミノ〕エチル〕-1H-インドール-4-イル=アセテート（通称名：4-AcO-EPT）及びその塩類
- (4) エチル=（R）-2-（4-フルオロフェニル）-2-〔（R）-ピペリジン-2-イル〕アセテート、エチル=（S）-2-（4-フルオロフェニル）-2-〔（S）-ピペリジン-2-イル〕アセテート（通称名：thro-4-Fluoroethylphenidate）及びそれらの塩類
- (5) エチル=（R）-2-（4-フルオロフェニル）-2-〔（S）-ピペリジン-2-イル〕アセテート、エチル=（S）-2-（4-フルオロフェニル）-2-〔（R）-ピペリジン-2-イル〕アセテート（通称名：erythro-4-Fluoroethylphenidate）及びそれらの塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和3年3月25日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。